

平成25年度 第3回

理 事 会

平成25年 5月29日 (水)

議 事 録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成25年度 第3回 理事会 議事録

1. 開催日時 平成25年5月29日(水) 午前10時00分から午前11時30分まで
2. 開催場所 (公財)武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
3. 理事の現在数 理事6名、監事2名
4. 出席理事・監事数及び氏名
理事6名
理事長(議長) 長澤 博暁 理事 安達 高之
理事 安藤 真洋 理事 大野 壽三枝
理事 黒竹 光弘 常務理事 福島 文昭
監事2名
監事 安田 大 監事 五十嵐 利光
5. 議長兼議事録作成者 理事長 長澤博暁
6. 決議事項
議案第7号 平成24年度事業報告について
議案第8号 平成24年度決算報告について
議案第9号 定款の一部改正について
議案第10号 議案第4号「平成25年度第2回評議員会の開催について」における開催日時の変更及び議案の内容について

7. 議事の経過の要領及びその結果

定刻理事長が議長席に着き開会を宣言し、本理事会は、定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立したことを告げ、次の議案の審議に入った。

(1) 議案第7号 平成24年度事業報告について(議案第8号と一括審議)

(2) 議案第8号 平成24年度決算報告について

議長は、議案第7号及び議案第8号を上程し、両議案は関連があることから、一括して審議することを全理事・監事に問うたところ、全員異議無く、一括審議となり、事業報告書及び同付属明細書、決算報告書及び同付属明細書等を基に、事務局から両議案の説明があった。

続いて、本年5月21日に実施した期末監査について、安田監事より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づいて作成された監査報告書を基に次のとおり説明があった。「平成24年度の監査の方法と内容は、理事及び職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行についての報告を受け、重要な決算書類等を閲覧した。昨年10月23日の中間監査と本年5月21日の期末監査においては、当法人の事務所において、業務及び財産の状況を実際に調査し、議案となっている事業報告書及び同付属明細書、決算報告書及び同付属明細書、会計に関する書類を監査した結果、事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示している。理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められない。計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示している。」

これに対し、安藤理事より、事業報告における、福祉資金貸付制度見直し検討委員会の提言と、それを踏まえた新たな権利擁護事業の構築、有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の一体化の検討の記載について、内容の説明を求められた。

事務局より、本年3月に市に答申された報告書においては、有償在宅福祉サービス事業に関しては廃止し、権利擁護事業にシフトしてはとの提言をいただいております。現在は、新たな権利擁護事業の具体的な検討作業に入っているとの説明があった。

また、常務理事より、5月17日の市議会厚生委員会で福祉資金貸付制度見直し検討委員会の報告書が行政報告されたこと、この中で、公社は、6月を目途に、現在新た

な権利擁護事業案を内部で検討中であること、その案を基に、利用者や協力員の意見聴取をし、最終的な公社の新権利擁護事業案を作成の上、理事会にお諮りをし、利用者等への周知、契約変更の手続等を経て、26年4月から新事業をスタートさせるという日程で現在のところ考えているとの説明があった。

黒竹理事より、委員会報告書の存在は知っていたが、その内容を確認していないとの指摘があり、理事会終了時に事務局より報告書を配付した。

大野理事より、事業報告の高齢者総合センターの部分で、モニタリング評価のA評価について、その評価方法等について質問があり、事務局及び常務理事より、武蔵野市の指定管理者に対するモニタリング評価の方法について説明があった。

安達理事より、訪問介護サービス事業のヘルパーの身分関係と、介護報酬が減になったこととの関係について説明を求められ、事務局より、登録ヘルパーとフレックスヘルパーの勤務形態、介護保険制度の改定に伴うサービス提供の単位が1時間から45分になったことによる報酬の減、介護報酬とヘルパー賃金の割合(約50%)について説明があった。

安達理事より、有償在宅福祉サービスの先行きから考えて、ヘルパーの活用が必要のため、その辺を十分に検討を加えながら、どうやって利用者に対して、あるいは利用者以外に対してもサービスが届くのかを検討してほしいとの要望があった。

大野理事より、財政状況について、職員数の削減で財政健全化を図った、今後も継続して人員配置の見直し等により収支改善を図っていくとの記載について、人員配置の見直しは、どの部門をどういう方針で行おうと考えているかとの質問があった。

事務局より、平成24年度末で退職者のうち3名の訪問介護系の準職員を不補充という形で削減したこと、権利擁護事業に有償在宅福祉サービスの職員を配置替えしたこと、今後も公社の経費の大部分が人件費であることから、具体的な案をこれから検討することなどが、報告された。

黒竹理事より、トータルで約4,000万の赤字になっている中で、デイサービスセンター等施設関係は、非常に頑張っているが、一方で、有償在宅福祉サービス等、在宅関係の介護保険事業が非常に苦戦している。先ほどの見直しの提言も含め、在宅関係のサービスを今後どういう形で行うのか、単に収支が改善すればいいという問題ではなく、経営状況、財政状況のバランスも加味しながら、なおかつサービス内容も低下させないことに十分配慮した上で、公社が提供する在宅サービスのあり方を考慮しつ

つ、今後も対応してほしいとの要望があった。

大野理事より、権利擁護事業と合わせ成年後見事業に力を入れていくということで、福祉公社自身が成年後見人に随分なってきた。弁護士が成年後見を受任した場合は、身上監護に限界があるので、ヘルパーをお願いするなどし、その費用は被後見人の負担としているのだが、公社の場合は、その身上監護の部分を、後見報酬の中ですべてやるのでは、公社の負担が大きく、後見報酬の増額もさほど望めないのでは、例えば有償在宅福祉サービスなどを別に契約するなどして利用料をとるということはあるのかという質問があった。

事務局より、現在、成年後見についてもワーカーがついて身上配慮を行っており、費用は後見報酬の中で賄っている。弁護士が受任している案件に関して、身上配慮部分を福祉公社が受託しているケースはあるが、公社が成年後見を受託し、有償的なサービスとして別に費用を取ると、利益相反になる可能性があるのでは検討が必要との説明があった。

その他の質問・意見等は無く、「議案第7号 平成24年度事業報告について」及び「議案第8号 平成24年度決算報告について」の両議案について、各議案ごとに賛否を諮ったところ、全員異議無く、これら2議案を承認した。

(3) 議案第9号 定款の一部改正について

議長は、第9号議案を上程し、事務局から、次のとおり説明があった。

(事務局説明内容)

【今回の一部改正は、定款第4条の事業に第9号及び第10号を追加するもので、◆『第9号障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業』は、現在本法人が行っている障害者自立支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護事業所の業務において、東京都より定款に『障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業』の文言を入れるよう指導を受けていること及び法改正により障害者総合支援法となったことによるものであること。◆第10号介護人材の育成事業は、東京都訪問介護員養成研修事業者としての指定を受け実施してきた訪問介護員養成研修が、平成25年度より「介護職員初任者研修事業」に移行され、東京都より、当該事業を行うには、新たに事業所指定を受ける必要があり、その際には、定款に「介護人材の育成事業」の文言があることが必須であるとのことから、介護従事者の養成事業を継続するためのものであること。】

これに対し、理事・監事よりの質問・意見等は無く、この賛否を諮ったところ、全員異議無く、これを可決した。

(4) 議案第10号 議案第4号「平成25年度第2回評議員会の開催について」における開催日時の変更及び議案の内容について

議長は、第10号議案を上程し、事務局から、次のとおり説明があった。

(事務局説明内容)

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する第129条第1項により、公益財団法人の計算書類等については、議案として上程する評議員会の二週間前から事務局に据え置かなければならないとされており、特例民法法人であった平成24年度事業報告及び決算報告についても、これが適用されることに伴い、この期間を設けるため評議員会の開催日時平成25年5月29日午後7時～9時を平成25年6月20日午後7時～9時に変更すること。

また、第2回理事会の時点では、確定していなかった議案内容について、本理事会において決議された以下の議案の内容とすること。

- ◆「議案第7号 平成24年度事業報告について」を評議員会議案第5号
- ◆「議案第8号 平成24年度決算報告について」を評議員会議案第6号
- ◆「議案第9号 「定款の一部改正について」を評議員会議案第7号 】【

これに対し、理事・監事よりの質問・意見等は無く、この賛否を諮ったところ、全員異議無く、これを可決した。

8. 報告事項

(1) 平成25年度第1回理事長及び常務理事業務執行状況報告

初めに、事務局より、定款第24条第3項において、「理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」となっていること、平成25年4月1日に公益財団法人に移行したため、今回の業務執行状況報告は、平成25年4月1日から5月22日までの期間とすることが説明された。

次に、理事長及び常務理事より、口頭にて、以下の報告があった。

(理事長業務執行状況報告)

ご案内のとおり、公益財団法人の認定を受けましたが、寄附行為から定款への変更では、その内容は事実上変更しておらず、そういう意味では、各事業については順調な滑り出しをしたと言えるのではないかと考えております。

なお、4月、5月のこの2カ月ですが、進行管理会議を開催しており、幹部職員によって重点事項をどうしていくかということで、実施のための工程表といいますか、今後の方向性、いつまでに何をどうするかを検討を行ったところでございます。

もう1点は、先ほど総務の事業報告の中で話のありました武蔵野市の関連財団法人、福祉関係の団体・法人との連携について、研修等ですが、この4月から新たに健康づくり事業団も含め、福祉健康分野の法人の中で、今まで年に1回の合同研修を実施してきた研修についてさらにバージョンアップができないかを、検討をしている最中でございます。今後、4団体の中で合意が得られれば、合同研修についてさらに充実する方向で考えていきたいと考えております。

(常務理事業務執行状況報告)

事業計画の重点項目の項目に沿ってご報告をいたしたいと考えておりますが、まず1点目に掲げてございます財政健全化計画の策定、それから3点目に掲げております大規模災害時における危機管理体制の整備、これらにつきましては、6月より内部でプロジェクトチームを立ち上げまして、検討を開始いたします。

大規模災害時における危機管理体制の整備に関しましては、4月23日の武蔵野市防災会議において、武蔵野市地域防災計画が策定されました。今回の修正の特徴として、自宅で生活が継続できる自助の推進、保健、医療、介護の連携による災害時要援護者対策への強化等が盛り込まれておりますので、これらを踏まえた体制の整備を検討してまいります。

次に、有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び体制整備でございますが、市議会厚生委員会に福祉資金貸付制度見直し検討委員会報告書についての報告が市から行われました。この中で、福祉公社としてのタイムスケジュールも報告され、6月末をめどに新事業案を作成し、利用者協力員から意見聴取を行う。これらの意見を踏まえて、修正の上、8月中をめどに新事業を決定していくという報告をいたしたところでございます。これに基づきまして、公社においては現在、新事業のサービス内容、必要なコスト等の検討を進めているところでございます。

次に、福祉公社の経営を担う人材の育成体制の整備でございますが、こちらについ

ては、市の制度等も参考に、自立した法人運営を担うにふさわしい人材を育成するため、昇任制度や他団体との人事交流などについて検討を開始したところでございます。

また、理事長からもお話がありましたが、福祉団体の連携による人材育成につきましては、合同研修会の充実を図りつつ、今後の財政援助団体のあり方の検討、こちらも踏まえながら検討を進めていく予定としております。

重点項目については以上でございますが、もう1点、現在の社屋でございますが、本年の10月で契約が満了いたします。長期的な視点での社屋のあり方につきましては、やはり財政援助団体のあり方が検討されておりますので、これらも踏まえて検討する必要があると考えておりますが、当面、本社屋を継続して使用するという方向で契約の更新を行ってまいりたいというふうに考えております。

これに対し、理事・監事からの意見・質問等は無く、これを了承した。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、議長は、午前11時30分閉会を宣言し、解散した。

上記議事経過の要領及びその結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

平成25年6月21日

公益財団法人武蔵野市福祉公社

議長（理事長） 長 澤 博 暁 ㊟

監事 安 田 大 ㊟

監事 五十嵐 利 光 ㊟